諮問日：令和４年１０月５日（諮問乙第１１１号）
答申日：令和８年１０月１３日（答申乙第９０号）
件　名：生徒の事故報告文書に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求について

答　　申

第１　審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙１については開示すべきである。また、その他の部分については非開示とすることが妥当であるが、部分開示決定した対象行政文書に添付されている別紙２に掲げる資料（以下「別紙２」という。）を、開示対象として特定しなかったことは妥当ではなく、これらを特定した上で、開示、部分開示又は非開示の決定をすべきである。

第２　審査請求に係る経過

１　審査請求人は、令和３年１２月１３日、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第７２号）附則第２条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第２７号。以下「条例」という。）第１６条第１項の規定により、以下のとおり、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

事件の内容

宮城県〇〇〇〇〇高校に通学していた〇〇〇〇は、令和〇年〇〇月〇日から〇日まで同学校の修学旅行に行っていた。その旅行中に、〇〇が、複数人から裸の動画を撮影され、〇〇の意図しないところでスマートフォンを利用して複数の生徒に当該動画を拡散された（いじめの対象行為）。その後、ＳＮＳなどでも動画のやり取りがなされていた。

私（〇〇〇〇〇）は、〇〇〇〇〇高校に対して、上記のいじめ行為について調査を行うように、求めるとともに、加害者の特定を要求した。

〇〇〇〇〇高校は、調査は行ったというが、調査の結果を全然提出せず、加害者の情報も提供しない。

そこで、本件についての行政文書の開示及び個人情報の開示を請求する。

開示請求の対象

上記事件に関する、①宮城県教育委員会で作成した文書・書類等一式、②宮城県〇〇〇〇〇高校が作成した文書・書類、同事件の調査に使用した文書・書類・音声データ等一式、③宮城県教育委員会と宮城県〇〇〇〇〇高校との間で

やり取りがなされた文書、書類等一式

２　宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書（以下「本件行政文書」という。）として別紙３に掲げる文書を特定した。

その上で、本件行政文書について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について個人情報を開示しない理由を次のとおり付して、令和４年７月２０日付けで審査請求人に通知した。

（１）条例第１８条第１項第２号該当
対象行政文書には、本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別されることができるため。

（２）条例第１８条第１項第６号該当
対象行政文書には、担当課の所見に関する情報が含まれており、公開することにより、当該事務事業（若しくは将来の同種の事務事業）の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

３　審査請求人は、令和４年８月２６日付けで、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）条例は、開示請求に対しては原則として開示処分を行うことを旨としているのであるから（条例第１８条柱書）、不開示部分の決定は限定的に解釈・運用されるべきである。このことは、各裁判例や個人情報保護条例の解釈及び運用基準（４９頁、５１～５２頁及び６０～６１頁）を見ても明らかである。

（２）本件処分によって開示された文書のほとんどが黒塗りとなっており、不開示部分の決定について条例第１８条第１項第２号及び同項第６号ハの趣

旨が限定的に解釈・運用されているとはいえない。限定解釈・運用を行えば、より黒塗りの部分は少なくなるはずである。

（３）また、いじめ防止対策推進法は、一般的措置として第２３条第５項、加えて重大事態の場合には第２８条第２項で学校又は学校設置者の情報共有ないし情報提供義務を定めている。

本開示請求のもととなった事案においては、同法第２条第１項の「いじめ」に該当する（同法第２８条第１項の「重大事態」にも該当すると考えている。）。

いじめを受けた○○○○○○○の利益の回復及び加害生徒の健全な育成推進の観点から、加害生徒に関する情報を被害者に提供することは、条例第８条第２項、第３項及び第８項に該当し得る。

なお、本条例の直接の規定とは異なるが、個人情報の保護に関する法律（令和３年法律第３７号による改正前のもの。以下「個人情報保護法」という。）第２８条第１項第２号ないし第３号の趣旨からすると、加害生徒の個人情報を開示したとしても学校側が免責されると解されることは可能である。

（４）以上のように、教育委員会の行った本件処分は取り消されるべきであり、可能な限りすべての文書が開示されるべきである。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容はおおむね以下のとおりである。

１　請求者は、条例について、「不開示部分の決定には限定的に解釈・運用されるべきである」と主張している。しかしながら、条例の規定に反する解釈・運用は許されないところ、開示請求に係る対象行政文書には、個人情報の本人以外の個人に関する情報が含まれており、本人以外の特定の個人が識別され得る部分又は他の情報と照合することにより当該生徒以外の特定の個人を識別され得る部分を非開示とし、本人の言動や本人既知のできごとで本人以外の特定の個人が識別され得ることのない部分について開示したものであって、条例第１８条第１項第２号に即した解釈・運用に基づく適正なものである。

２　請求者は、「不開示部分の決定について条例第１８条第１項第２号及び同項第６号ハの趣旨が限定的に解釈・運用されているとはいえない」と主張している。同項第２号については１のとおりである。

また、対象行政文書には、関係生徒からの聞き取り内容等があるが、当該生徒からの確認が十分にできていないものや反面調査が行われていないもの等があり、そのまま開示されると事実かどうかが分からないまま一部分の供述だけが独り歩きしたり、供述した生徒に対する攻撃が行われたりすることが十分に起こり得る。そのため、今後の当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は

円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第１８条第１項第６号ハの趣旨を限定的に解釈・運用しても非開示とせざるを得なかったものである。

３　請求者は、いじめ防止対策推進法第２３条第５項及び同法第２８条第２項に基づき「学校または学校設置者の情報共有ないし情報提供の義務」について主張している。同校では調査の課程で確認できた中で確実と思われる情報は当該生徒及び請求者へ伝えており、一部関係生徒やその保護者とも必要な情報の共有化を図り、その結果として謝罪の場が設けられてもいる。学校側は、いじめ防止対策推進法及び個人情報保護法の趣旨に基づき、適切に情報共有と情報提供を行っているとみるべきである。

第５　審査会の判断理由

１　条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

２　本件行政文書について

（１）本件行政文書の特定

本件行政文書は、宮城県○○○○○高校（以下「○○○○○高校」という。）で発生した、生徒間での事故（以下「本件事故」という。）に係る報告書等である。

当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

（２）本件処分の瑕疵

実施機関は、別紙３の（８）に添付されている別紙２を本件行政文書に含めずに本件処分を行った。当審査会では、この本件行政文書の特定について疑義が生じたため、実施機関に改めて主張を確認したところ、以下のとおりの説明であった。

ア　別紙２（１）、（３）及び（５）について

これらの文書は代理人弁護士が作成したものであったため、開示請求の

対象である、宮城県教育委員会が作成した文書・書類一式、○○○○○高校が作成した文書・書類、同事件の調査に使用した文書・書類・音声データ等一式、宮城県教育委員会と○○○○○高校との間でやり取りがなされた文書、書類等一式に該当しないと判断したもの。

イ　別紙２（２）及び（４）

これらの文書は○○○○○高校が作成した文書であるが、補足資料であり、同事件の調査に使用した文書ではなかったため、開示物に該当しないと判断したもの。

行政文書とは、条例第２条第２項のとおり実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、また、行政文書は、別紙２を含めて全体として相互に関連性を有する一体不可分の情報であるから、実施機関の作成の有無にかかわらず、当然に本件行政文書に含まれるべきものである。

実施機関は、本件処分において別紙２に関して何ら触れておらず、また、本件処分とは別に開示あるいは非開示の決定を行ってもいない。そうすると、本件処分は、結果として別紙２についての開示等に関する判断を示していないと認められ、不備があったと言わざるを得ない。

３　本件処分の妥当性について

（１）条例第１８条第１項第２号の該当性について

ア　条例第１８条第１項第２号の規定

条例第１８条第１項第２号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

「イ　法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」

イ　条例第１８条第１項第２号の該当性について

本件行政文書には、○○○○○高校に所属する特定生徒の氏名が記載されている。これらの情報は開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該本人以外の特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例第１８条第１項第２号本文に該当すると認められる。

しかしながら、非開示とした生徒の氏名のうち、別紙４の（１）から（３）の類型に該当するものについては、同号に該当するが、慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であって、同号ただし書イに該当するため、別紙１のとおり開示すべきである。

また、本件行政文書には、県内の公立学校に勤務する教職員が教育指導の過程で発生した事故に係る報告書が含まれており、当該文書に記載された情報は公務員等の職務の遂行に係る情報であると認められる。よって、当該文書に記載された教職員の氏名は、当該教職員の職務の遂行に係る情報であると認められ、同号ただし書ハに該当し、別紙１のとおり開示すべきである。

（２）条例第１８条第１項第６号の該当性について

ア　条例第１８条第１項第６号の規定

条例第１８条第１項第６号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、県が設立した地方独立

行政法人又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ニ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

ヘ　県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ　条例第１８条第１項第６号ハの該当性について

対象文書には、問題行動を起こした特定生徒への指導内容に関する情報が記載されている。

個々の生徒への個別指導の内容を開示した場合、学校長の下、合理的裁量に基づいて行われていた個別具体的な指導の内容が、第三者の監視や批判の対象となり、今後の生徒指導等を抑制、萎縮させたり、指導者が開示を意識して率直な所見や意見を記載せず、今後、指導に係る記録が適切に行われなくなるおそれがあるものと認められる。

したがって、条例第１８条第１項第６号ハに該当し、非開示としたことは妥当である。

また、当審査会が本件行政文書を見分したところ、実施機関が原処分において同項第２号及び第６号ハに該当するとして非開示とした情報のうち、同項第１項第２号及び第６号ハには該当しないものの、学校運営上の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる情報が見受けられることから、同号柱書の非開示情報への該当性についても以下検討する。

（３）条例第１８条第１項第６号柱書の該当性について

ア　関係生徒への事情聴取により取得した情報について

本件行政文書には、本件事故に係り、教職員が関係生徒へ事情聴取を行い、取得した情報が記載されている。

いじめ事案に係る正確な事実を把握するためには、生徒の協力が必要不可欠であって、それは学校との信頼関係があって初めて円滑に実施されるものである。聞き取った内容が公開されると、生徒と実施機関の信頼関係

が損なわれ、今後実施機関が行う同種の調査依頼等に対して生徒の協力が得られず、いじめ事案における正確な事実を把握することができなくなり、調査事務に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、関係生徒への聞き取りにより取得した情報については条例第１８条第１項第６号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

イ　他機関から取得した情報について

本件行政文書には、本件事故に係り、他の公共機関から実施機関に提供された情報が記載されている。

当該情報が開示されることにより、当該公共機関との信頼関係が崩れ、当該機関からの協力が得られにくくなるなど、今後の学校運営に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、他機関から取得した情報については同号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

ウ　学校の審査請求人に対する所感について

本件行政文書には、審査請求人家族の言動及び行動についての評価並びに審査請求人家族についての印象及び感想に関する情報が記載されている。

当該情報を開示することにより、率直な印象や感想を記載することをためらい、学校運営に係る事務事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、学校の審査請求人に対する所感については同号柱書に該当し、非開示とすることが妥当である。

エ　本件事故に係る関係保護者への対応について

対象行政文書には、本件事故に係る関係生徒の保護者への連絡内容及びそれに対する保護者の反応に関する情報が記載されている。

通常、特定の事故に係る関係生徒の保護者と学校との間で個別にどのような対応が行われたかは、他人に口外することが予定されるものではない。

当該情報を開示することにより、保護者との信頼関係を損ない、事案の解決を困難とし、その後の指導等にも支障が生ずるおそれがあり、また、このような情報を公にしたことに対して、他の保護者にも学校の情報管理の在り方について不信感を抱かせることになり、結果的に公正かつ円滑な学校教育活動を困難にするおそれがある。

したがって、本件事故に係る関係保護者への対応については非開示としたことは妥当である。

オ　本件事故への対応方針に係る、学校内部での検討等に関する情報について

対象行政文書には、本件事故対応に係り、○○○○○高校で行った今後の方針の検討に係る情報及び主務課からの指導内容に関する情報が記載されている。

当該情報が開示されると、今後他の事故や不祥事等が発生した際に、実施機関内部で正確かつ率直に事実を記載することを躊躇させ、調査に必要かつ有益な情報を十分収集できず、結果として、実態の把握、再発防止策の検討ができなくなり、今後の学校運営における同様な事務の適正かつ的確な遂行に支障が生ずるおそれが認められる。

したがって、本件事故への対応方針に係る、学校内部での検討等に関する情報については非開示としたことは妥当である。

（４）非開示情報の適用条項について

非開示情報の適用条項について、第５の３の（３）のとおり、当審査会において本件処分とは異なる条例第１８条第１項第６号柱書を適用するに当たり実施機関に対して意見を求めた。実施機関からは次のとおり回答があった。

審査会より、個人情報保護条例第１８条第１項第６号柱書の適否について指摘を受けたが、開示しないこととした文書は、宮城県○○○○○高等学校が作成した文書であり、生徒の指導に関わるものである。そのため、当課では非開示理由として第１８条第１項第６号ハに該当するものと判断したものである。

審査会では、開示しないこととされた箇所の一部について、条例の適否を問題としているが、具体的箇所が示されていないことから、当課の原判断については適当であると考えている。しかし、文書の非開示箇所によっては、審査会の判断を否定できない可能性はあるものと捉えている。

同様に、審査請求人に対しても意見を求めたところ、次のとおり回答があった。

非開示とされている文書・箇所が「指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務」（同号ハ）に関わるものでないのであれば、「その他当該事務事業」（同号柱書）にそもそも該当しないということになり、不開示の対象になり得ないといえる。

問題となりうる対象文書・箇所が不明であるため、推測の域を出ないが、

「事務連絡」や「広義のアンケート」などが対象文書となっているのであれば、「指導、評価、選考、判定、診断」のいずれの対象事務にもなり得ない。

したがって、非開示とされる文書・箇所が「その他当該事務事業」に関するものといえない場合には、当該箇所は開示がなされるべきである。

なお、審査請求人の意見では同号ハで例示している事務に該当しない場合は開示の対象とすべきとしているが、同号は事務事業に係る包括規定であることを踏まえると、例示の事務に該当しない場合でも「その他当該事務事業」に該当することはあり得る。

以上を踏まえ、非開示情報の適用条項に関する検討を行い、下記４の結論に至った。

４　結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　付言

第５の２（２）で述べたとおり、本件処分においては実施機関の行政文書の特定に不備が認められた。開示請求の対象となる行政文書については、不備がないように確実に特定した上で開示決定等を行う必要があることから、実施機関における今後の開示決定等に係る事務処理において、適切な対応が望まれる。

第７　審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙５のとおりである。

別紙１　新たに開示することとする部分

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
（１）	１	・３行目１文字目から５文字目まで ・３行目１２文字目から２３文字目まで ・４行目１文字目から４文字目まで ・４行目１０文字目から行末尾まで ・５行目６文字目から行末尾まで ・７行目１文字目から５文字目まで ・７行目１２文字目から行末尾まで ・８行目６文字目から１０文字目まで ・８行目１８文字目から５３文字目まで ・８行目５８文字目から行末尾まで ・１１行目６文字目から４２文字目まで ・１１行目４７文字目から行末尾まで ・１２行目１文字目から５文字目まで ・１２行目１２文字目から行末尾まで ・１３行目６文字目から行末尾まで ・１４行目６文字目から行末尾まで ・１５行目１文字目から４文字目まで ・１５行目４０文字目から行末尾まで ・１６行目１文字目から５文字目まで ・１６行目１２文字目から行末尾まで ・１７行目１文字目から４文字目まで ・１７行目１０文字目から行末尾まで ・１８行目６文字目から４１文字目まで ・１８行目５０文字目から行末尾まで
（１）	２	・２行目１文字目 ・２行目６文字目から１８文字目まで ・２行目２９文字目から行末尾まで ・３行目５文字目から行末尾まで ・４行目から７行目まで全て ・８行目１文字目 ・８行目７文字目から行末尾まで ・１０行目９文字目から４４文字目まで ・１０行目４９文字目から５３文字目まで ・１０行目６２文字目から６７文字目まで ・１１行目１文字目から１３文字目まで

		・１１行目１８文字目から３７文字目まで ・１１行目６４文字目から１２行目まで全て ・１４行目２文字目から１５行目まで全て ・１６行目２文字目から５文字目まで ・１６行目８文字目から１９文字目まで ・１６行目２５文字目から行末尾まで ・１７行目１文字目から４文字目まで ・１７行目７文字目から行末尾まで
（2）	1	・中央列3行目から6行目まで全て ・中央列１３行目１文字目から４文字目まで ・中央列１６行目２３文字目から１７行目６文字目まで ・中央列１８行目１文字目から５文字目まで ・中央列１９行目８文字目から２０行目１０文字目まで ・中央列２０行目１４文字目から２７行目まで全て ・右列5行目１０文字目から8行目まで全て ・右列１３行目１文字目から１４行目１１文字目まで ・右列１９行目７文字目から２０行目まで全て ・右列２１行目９文字目から２３行目まで全て
（2）	2	・中央列9行目１文字目から１２文字目まで ・中央列２８行目から３０行目まで全て ・右列5行目から8行目まで全て ・右列２１行目６文字目から行末尾まで
（2）	3	・中央列1行目１１文字目から行末尾まで ・中央列１６行目１２文字目から１７行目まで全て ・右列4行目７文字目から7行目まで全て ・右列１０行目から１２行目まで全て ・右列１７行目１文字目から９文字目まで
（2）	4	・中央列1行目４文字目から行末尾まで ・中央列2行目４文字目から5行目まで全て ・中央列6行目全て ・中央列１１行目５文字目から１２行目まで全て ・中央列１７行目から１８行目まで全て ・右列1行目から6行目１６文字目まで ・右列8行目から１４行目７文字目まで ・右列２０行目１文字目から３文字目まで
（2）	5	・中央列1行目全て ・中央列9行目５文字目から行末尾まで

		・中央列１０行目１４文字目から１４行目まで全て ・中央列１５行目９文字目から１７行目まで全て
（2）	6	・中央列1行目４文字目から3行目まで全て ・中央列5行目から２０行目まで全て ・中央列２１行目７文字目から２８行目まで全て ・右列1行目から6行目２文字目まで ・右列１４行目から１６行目まで全て ・右列２０行目から３２行目まで全て
（2）	7	・中央列１０行目１文字目から５文字目まで ・右列5行目１文字目から6行目２文字目まで ・右列１４行目から２３行目１３文字目まで
（2）	8	・中央列1行目全て ・中央列２６行目から２７行目まで全て ・右列3行目から6行目まで全て ・右列１１行目から１２行目まで全て
（2）	9	・中央列1行目１文字目から５文字目まで ・中央列1行目９文字目から5行目まで全て ・中央列6行目１文字目から４文字目まで ・中央列6行目８文字目から８行目まで全て ・中央列9行目１１文字目から１１行目まで全て ・右列4行目６文字目から７行目１文字目まで ・右列8行目４文字目から９行目まで全て ・右列１６行目７文字目から２３行目まで全て
（2）	１０	・中央列1行目１文字目から４文字目まで ・中央列1行目１１文字目から3行目まで全て ・右列1行目７文字目から4行目５文字目まで ・右列１４行目７文字目から２６行目まで全て ・右列２７行目７文字目から２９行目まで全て
（2）	１１	・中央列1行目から2行目４文字目まで ・中央列6行目から9行目まで全て ・右列5行目から6行目６文字目まで ・右列9行目全て ・右列１２行目から１３行目まで全て ・右列１４行目５文字目から行末尾まで ・右列１５行目９文字目から１８行目まで全て
（3）	1	・１０行目から１１行目８文字目まで ・２１行目から２５行目まで全て

（3）	2	・３行目３１文字目から３８文字目まで ・１０行目２０文字目から１１行目まで全て ・１２行目２５文字目から２０行目まで全て ・３３行目２８文字目から３５行目まで全て
（4）	2	・中央列3行目から6行目まで全て ・中央列１３行目１文字目から４文字目まで ・中央列１６行目２３文字目から１７行目６文字目まで ・中央列１８行目１文字目から５文字目まで ・中央列１９行目８文字目から２０行目１０文字目まで ・中央列２０行目１４文字目から２７行目まで全て ・右列5行目１０文字目から8行目まで全て ・右列１３行目１文字目から１４行目１１文字目まで ・右列１９行目７文字目から２０行目まで全て ・右列２１行目９文字目から２３行目まで全て
（4）	3	・中央列9行目１文字目から１２文字目まで ・中央列２８行目から３０行目まで全て ・右列5行目から8行目まで全て ・右列２１行目６文字目から行末尾まで
（4）	4	・中央列1行目１１文字目から行末尾まで ・中央列１６行目１２文字目から１７行目まで全て ・右列4行目７文字目から7行目まで全て ・右列１０行目から１２行目まで全て ・右列１７行目１文字目から９文字目まで
（4）	5	・中央列1行目４文字目から行末尾まで ・中央列2行目４文字目から5行目まで全て ・中央列6行目全て ・中央列１１行目５文字目から１２行目まで全て ・中央列１７行目から１８行目まで全て ・右列1行目から6行目１６文字目まで ・右列8行目から１４行目７文字目まで ・右列２０行目１文字目から３文字目まで
（4）	6	・中央列1行目全て ・中央列9行目５文字目から行末尾まで ・中央列１０行目１４文字目から１４行目まで全て ・中央列１５行目９文字目から１７行目まで全て
（4）	7	・中央列1行目４文字目から3行目まで全て ・中央列5行目から２０行目まで全て

		・中央列２１行目７文字目から２８行目まで全て ・右列１行目から６行目２文字目まで ・右列１４行目から１６行目まで全て ・右列２０行目から３２行目まで全て
（4）	8	・中央列１０行目１文字目から５文字目まで ・右列５行目１文字目から６行目２文字目まで ・右列１４行目から２３行目１３文字目まで
（4）	9	・中央列１行目全て ・中央列２６行目から２７行目まで全て ・右列３行目から６行目まで全て ・右列１１行目から１２行目まで全て
（4）	１０	・中央列１行目１文字目から５文字目まで ・中央列１行目９文字目から５行目まで全て ・中央列６行目１文字目から４文字目まで ・中央列６行目８文字目から８行目まで全て ・中央列９行目１１文字目から１１行目まで全て ・右列４行目６文字目から７行目１文字目まで ・右列８行目４文字目から９行目まで全て ・右列１６行目７文字目から２３行目まで全て
（4）	１１	・中央列１行目１文字目から４文字目まで ・中央列１行目１１文字目から３行目まで全て ・右列１行目７文字目から４行目５文字目まで ・右列１４行目７文字目から２６行目まで全て ・右列２７行目７文字目から２９行目まで全て
（4）	１２	・中央列１行目から２行目４文字目まで ・中央列６行目から９行目まで全て ・右列５行目から６行目６文字目まで ・右列９行目全て ・右列１２行目から１３行目まで全て ・右列１４行目５文字目から行末尾まで ・右列１５行目９文字目から１８行目まで全て
（5）	1	・３行目から８行目まで全て ・１０行目２文字目から行末尾まで ・１５行目５文字目から１４文字目まで ・１８行目から２１行目まで全て ・２９行目９文字目から３１行目まで全て ・３３行目６文字目から３４行目まで全て

		・３６行目９文字目から４３行目まで全て ・４５行目から４６行目まで全て
（５）	２	・２行目７文字目から行末尾まで ・７行目５文字目から行末尾まで ・８行目６文字目から１２行目まで全て
（６）	１	・３行目１４文字目から８行目まで全て ・９行目６文字目から２０行目４文字目まで ・２２行目から２５行目まで全て ・２８行目３２文字目から３２行目３４文字目まで
（７）	１	・３行目１３文字目から１４文字目まで ・３行目２４文字目から７行目１２文字目まで ・８行目１３文字目から９行目まで全て ・１１行目１５文字目から１２行目まで全て ・１３行目１１文字目から１４行目まで全て ・１５行目１６文字目から行末尾まで ・１６行目１１文字目から１７行目まで全て ・１８行目１７文字目から１９行目まで全て ・２０行目１１文字目から行末尾まで ・２２行目４文字目から行末尾まで ・２５行目７文字目から３１行目まで全て ・３２行目４文字目から行末尾まで ・３５行目全て ・３６行目２文字目から３７行目まで全て ・３８行目２文字目から４０行目まで全て
（８）	２	・１７行目１１文字目から行末尾まで ・２３行目２５文字目から３１文字目まで ・２３行目３５文字目から２５行目４３文字目まで ・２６行目３８文字目から２８行目まで全て ・２９行目１５文字目から３２行目５文字目まで ・３２行目１０文字目から行末尾まで ・３３行目４４文字目から３６行目１文字目まで ・３６行目６文字目から行末尾まで ・３７行目１５文字目から４０行目２１文字目まで ・４１行目１７文字目から行末尾まで
（８）	３	・１行目１７文字目から５行目１７文字目まで ・５行目２２文字目 ・５行目２７文字目から行末尾まで

		・６行目４４文字目から９行目１文字目まで ・９行目６文字目から１１文字目まで ・１０行目１文字目から３文字目まで ・１０行目８文字目から３３文字目まで ・１０行目３９文字目から１１行目４０文字目まで ・１２行目２文字目から１３行目１文字目まで ・１３行目５文字目から行末尾まで ・１４行目４文字目から１５行目１文字目まで ・１５行目７文字目から行末尾まで ・１６行目６文字目から１７行目１文字目まで ・１７行目６文字目から行末尾まで ・１８行目５文字目から行末尾まで ・１９行目１９文字目から２０行目３２文字目まで ・２０行目３７文字目から４３文字目まで ・２１行目２文字目から８文字目まで ・２１行目１３文字目から３４文字目まで ・２１行目３９文字目から２２行目まで全て ・２４行目から２７行目１文字目まで ・２７行目６文字目から３０行目１文字目まで ・３０行目６文字目から３６行目まで全て ・３９行目１９文字目から４０行目２７文字目まで
（8）	4	・4行目４４文字目から7行目まで全て ・１１行目から１２行目まで全て ・１６行目２４文字目から１８行目１文字目まで ・１８行目１０文字目から２１行目１文字目まで ・２１行目６文字目から２２行目まで全て ・２４行目１文字目 ・２４行目５文字目から２０文字目まで ・２４行目２４文字目から２７行目３１文字目まで ・２８行目５文字目から２９行目まで全て
（8）	5	・1行目２４文字目から２８文字目まで ・3行目全て ・１２行目から１３行目まで全て ・１４行目１０文字目から行末尾まで ・１５行目２６文字目から１７行目まで全て ・２９行目から３０行目まで全て ・３１行目１８文字目から行末尾まで

		・３２行目４１文字目から３３行目５文字目まで ・３４行目２８文字目から３６文字目まで ・３５行目４文字目から１０文字目まで ・３７行目から４０行目まで全て ・４２行目から４３行目まで全て
（8）	6	・6行目から9行目まで全て ・１１行目１０文字目から１３行目まで全て ・２２行目から２３行目まで全て ・２７行目１３文字目から２８行目２５文字目まで ・２８行目３７行目から３２行目まで全て ・３３行目３９文字目から３６行目まで全て ・３９行目１４文字目から４０行目２０文字目まで ・４２行目から４３行目まで全て ・４４行目８文字目から行末尾まで ・４５行目８文字目から４６行目まで全て
（8）	7	・1行目から4行目まで全て ・5行目１２文字目から6行目まで全て ・8行目から9行目まで全て ・１２行目８文字目から１３行目まで全て ・１８行目１１文字目から２２行目まで全て ・３１行目１４文字目から行末尾まで ・３２行目２６文字目から３３行目まで全て ・３４行目２０文字目から３５行目まで全て ・３６行目１５文字目から３９行目１１文字目まで
（8）	8	・2行目７文字目から３２文字目まで ・7行目３３文字目から１３行目まで全て ・１６行目から１７行目まで全て ・１９行目から２０行目まで全て ・４５行目１６文字目から４６行目まで全て
（8）	9	・8行目から9行目まで全て ・２８行目２５文字目から２９行目３９文字目まで ・３４行目全て ・３５行目１７文字目から２０文字目まで ・３５行目２７文字目から行末尾まで ・３６行目から３７行目まで全て ・３９行目全て ・４１行目全て

（8）	１０	・２行目から３行目まで全て ・４行目２４文字目から２８文字目まで ・４行目３６文字目から７行目まで全て ・８行目１７文字目から２０文字目まで ・８行目２７文字目から１０行目まで全て ・１２行目全て ・１３行目１０文字目から行末尾まで ・１６行目１８文字目から３０文字目まで ・１７行目１文字目から５文字目まで ・１７行目１５文字目から２１文字目まで ・１９行目１８文字目から２１行目まで全て ・２２行目１５文字目から２３行目まで全て ・２４行目７文字目から２５行目まで全て ・２６行目１１文字目から２８行目まで全て ・３０行目３０文字目から４１文字目まで ・３３行目１７文字目から２５文字目まで ・３５行目全て ・３６行目２３文字目から３７行目まで全て ・３８行目１９文字目から４０行目まで全て ・４１行目１９文字目から４２行目まで全て
（8）	１１	・１行目９文字目から３４文字目まで ・５行目９文字目から６行目まで全て ・７行目９文字目から８行目まで全て ・１１行目９文字目から１２行目まで全て ・１３行目４文字目から７文字目まで ・１３行目１４文字目から２１行目まで全て ・２３行目から２４行目まで全て ・２５行目１４文字目から２７行目まで全て ・２９行目７文字目から３２行目まで全て
（8）	１２	・１行目１１文字目から１３行目まで全て ・１４行目１０文字目から１８行目まで全て ・１９行目１０文字目から行末尾まで ・３１行目１７文字目から２０文字目まで ・３１行目２７文字目から３３行目まで全て ・３５行目から４０行目まで全て
（8）	１３	・１行目１６文字目から２２文字目 ・１行目２９文字目から行末尾まで

		・２行目７文字目から９行目まで全て ・１１行目から１５行目まで全て ・１６行目１９文字目から２７行目１３文字目まで ・２７行目２０文字目から３０行目まで全て
（９）	１	・２行目から７行目まで全て ・１３行目１文字目から１５文字目まで ・１３行目２０文字目から１４行目まで全て ・１６行目５文字目から１９行目まで全て ・２１行目５文字目から２２行目まで全て ・２４行目５文字目から３１行目３８文字目まで ・３１行目４５文字目から３４行目まで全て
（９）	２	・１行目から２行目まで全て ・３行目７文字目から６行目まで全て ・９行目から１２行目まで全て ・２１行目１文字目から２１文字目まで ・２１行目２６文字目から２２行目まで全て ・２４行目１文字目から３文字目まで ・２４行目８文字目から２５行目まで全て ・２７行目１文字目から４文字目まで ・２７行目１０文字目から１５文字目まで ・２７行目２０文字目から３３行目まで全て
（９）	３	・２行目から３行目９文字目まで ・５行目から１２行目まで全て ・１９行目５文字目から２４行目まで全て ・２９行目から３０行目まで全て

別紙２　追加で開示すべき行政文書

番号	文書の内容
（１）	資料１　令和〇年〇月〇〇日付け受任通知書
（２）	資料２　令和〇年〇月〇〇日付け連絡文書
（３）	資料３　〇〇〇〇年〇月〇日付けご連絡
（４）	資料４　令和〇年〇月〇日付け回答文書
（５）	資料５　〇〇〇〇年〇月〇〇日付けご連絡

別紙３

番号	本件処分における本件行政文書
（１）	令和〇年〇〇月〇日（〇）～〇日（〇） 第〇学年修学旅行における〇年〇組〇〇番〇〇〇〇の動画について（学校対応メモ）
（２）	令和〇年〇〇月〇日（〇）～令和〇年〇月〇〇日（〇） 生徒の行動　聞き取り調査等（学校対応一覧）
（３）	令和〇年〇月〇〇日　生徒の事故について（概要）
（４）	令和〇年〇月〇〇日　生徒の事故について（概要）
（５）	令和〇年〇月〇〇日　宮城県〇〇〇〇〇高等学校〇年〇〇〇〇について報告
（６）	令和〇年〇月〇日　学校より　（学校からの情報提供）
（７）	〇年〇組〇〇番　〇〇〇〇に係る対応について　（学校対応メモ）
（８）	令和〇年〇月〇日　生徒の事故について（報告）
（９）	〇年〇組〇〇番　〇〇〇〇に係る対応について　（学校側対応メモ） 令和〇年〇月〇〇日（〇）～〇〇日（〇）

別紙４

分類番号	開示と判断する理由	該当条項
（１）	本人が知ることができ、又は知ることができる情報	２号ただし書イ
（２）	本人の行動・発言、本人が学校に伝えた情報	２号ただし書イ
（３）	母親の行動・発言、学校が母親に伝えた情報のうち、本人と共有されていることが前提である情報	２号ただし書イ
（４）	教員の氏名	２号ただし書ハ
（５）	明らかになっている事実、単なる事実	

別紙５

審査会の処理経過

年　　月　　日	処　理　内　容
令和４年１０月５日	○諮問を受けた（諮問乙第１１１号）。
令和７年７月３１日 （第２９８回審査会）	○事案の審議を行った。
令和７年１０月１日 （第３００回審査会）	○事案の審議を行った。
令和７年１０月２９日 （第３０１回審査会）	○事案の審議を行った。
令和７年１１月２７日 （第３０２回審査会）	○事案の審議を行った。
令和７年１２月２４日 （第３０３回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年１月２６日 （第３０４回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年２月２４日 （第３０５回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年３月１７日 （第３０６回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年４月１６日 （第３０７回審査会）	○事案の審議を行った。
令和８年５月１５日 （第３０８回審査会）	○事案の審議を行った。

（参考）

宮城県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

（令和８年１０月１３日現在）

氏　　名	区　　分	備　　考
大　江　裕　幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐　藤　英　世	東北学院大学名誉教授	会長職務代理者
杉　浦　永　子	第一印象研究所代表	
中　田　孝　司	弁護士	
吉　田　大　輔	弁護士	会長